

## 「人権」と「家族のまとまり」が相反するとき Gloria Arlini さん（シンガポール）

社会の基本単位である家族の持つ力については、「強い国家の基盤にあるのは強い家族である」という孔子の古典から 1948 年の国連世界人権宣言にいたるまで、さまざまな文献に記されています。しかし、家庭内暴力（DV）のように家庭と人権とが対立する場合においては、状況は変わってきます。DV がいまだ個人の問題であり、女性は劣った性だと見なされている社会、一般にアジア諸国において、最悪の形をとることになります。

天然資源に恵まれないため人的資源に過度に依存するシンガポールでは、家族というものに重きを置くあまり、家族（ひいてはその上にある国家）の利益が個人の権利に優先します（注 1）。この崩れたバランスが、他の誰より DV 被害者を危険にさらします。実際、DV 被害者の法的保護は 1997 年になってようやく包括的なものになりました。

1997 年以前はシンガポール刑法で、加害者が VCGH（Voluntarily Causing Grievous Hurt、自発的に重傷害を生ぜしめること）に「分類」されない DV 事件の場合、警察は礼状なしで逮捕をすることができませんでした。裁判所命令なしの逮捕が正当となるのは、下記により被害を受けた場合に限られていました。

*左右いずれかの視力又は聴力の永久喪失、身体の内いずれかの部分の喪失、身体の内いずれかの部分の能力の破壊／永久損傷、頭部／顔面の永久変形、骨折／脱臼、去勢、もしくは、生命に危険を及ぼすか、又は、被害者を 20 日間、激しい身体的苦痛にさらすか通常業務を遂行できなくする何らかの傷害（シンガポール刑法、第 322 項）*

つまり、「永久に能力を奪われること、及び／又は、重度の傷害」があったときしか、被害者を加害者から救い出すことが相当と見なされてなかったのです。

このように「重傷害」にいたるまで虐待が取締まれないというのは、まぎれもなく安全や安寧についての人権侵害です。1995 年、シンガポール史上初の女性国会議員、Kanwaljit Soin 博士によって DV 法案が提出されました。この法案は、DV の被害者保護の促進を目的とし、とりわけ、DV によるわずかなケガでも逮捕可能な犯罪とされることを強く要求するものです。つまり、礼状や裁判所命令がなくても、警察が相当と認めれば加害者を逮捕できる権限を与える法案です。

しかし、法案は否決されました。

DV を刑事犯罪と見なすようになると、社会の基本構成単位である家庭が崩壊するかもし

れないと恐れ、国家は、強制的家庭カウンセリングという「より穏便な」方法による調停を主張しました。政府はこの法案に対して、家庭内の問題に対し、そのような「厳しく、高圧的で、超然とした」解決手段を用いれば、アジア人は「不快感」を抱くであろう、と文化を盾に説明しています。しかし、政府の最大の懸念は、法案によって男女が対立関係（被害者対加害者）に置かれることになり、家庭生活のイメージが否定的に描き出され、それが家族という結束力に致命的な結果をもたらす、という点にあったのです。

こうしてシンガポール政府は、女性の権利の保護と家族の結束との間に微妙なバランスを確保するという難問に直面することになりました。法案は頓挫しましたが、DV被害者にとって状況が改善するように現行法に手を加えるべく前向きな取組みがなされ、それが女性憲章（1996年）修正法案として結実しました（注2）。ここでも法的措置より家族カウンセリングの方がふさわしいとされていますが、虐待者逮捕について警察には以前より大きな権限が与えられることとなり、被害者から「威嚇、継続的な嫌がらせ、身体的暴力並びに被害者の意思に反する拘束」のいずれかを受けたという届出がなされた場合は、法的措置をとることができるようになりました。修正法案ではまた、「家族の構成員」の定義を「血縁、婚姻または養子縁組により結ばれたすべての者」とし、より広い範囲で潜在的被害者を保護するものとなっています。

一見したところ満足そうな結果ですが、このことは、家族の結束とその中の個々人の安全についての権利の間に、利害の衝突があり得ると警告であるかもしれず、慎重に取り扱う必要があります。具体的には家父長制度やアジアの価値観がその社会では、特にDVのような件では、人権擁護の最大の障害になり得るとのことなのです。

（注1）このことは、『Singapore Shared Value』の「地域社会に優先する国家、自己に優先する社会」に書かれている。

（注2）この修正は、女性憲章第VII章「家族の保護」に規定されている。憲章全編については以下を参照のこと。

[http://statutes.agc.gov.sg/non\\_version/cgi-bin/cgi\\_retrieve.pl?actno=REVED-35&doctitle=WOMEN%92S%20CHARTER%0a&date=latest&method=part](http://statutes.agc.gov.sg/non_version/cgi-bin/cgi_retrieve.pl?actno=REVED-35&doctitle=WOMEN%92S%20CHARTER%0a&date=latest&method=part)

（2005年7月20日引用）